

あいら清掃センター基幹的設備改良工事

優先交渉権者選定基準

令和6年12月

姶良市

第1章 優先交渉権者選定の手順

1-1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

あいら清掃センター基幹的設備改良工事(以下「本工事」という。)を実施する事業者は、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となることから、優先交渉権者の選定に当たっては、技術的な提案内容によって優先交渉権者を決定するプロポーザル方式を採用する。

「あいら清掃センター基幹的設備改良工事 優先交渉権者選定基準」(以下「優先交渉権者選定基準」という。)は、公募説明書と一体のものである。

なお、優先交渉権者選定基準は、発注仕様書等の内容を踏まえ、応募者から提出された提案書類を客観的に評価する基準及び方法等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

1-2 選定の手順

本工事における優先交渉権者の選定は、図-1に示す手順で実施する。

1-2-1 提案内容の審査

①企画提案書及び提案設計図書の基礎審査【事務局審査】

事務局は企画提案書及び提案設計図書を確認し、書類の提出状況の確認、提案内容の齟齬の有無に関する基礎審査を行う。

ただし、基礎審査の段階において、公募説明書に記載した本市が提出を求める書類に明らかな不足が確認された場合は失格とする。(価格提案書含む)

②企画提案書及び提案設計図書の審査【委員会審査】

(仮称)あいら清掃センター基幹的設備改良工事事業者選定委員会(以下「委員会」という。)では、応募者が提出した企画提案書及び提案設計図書の内容について、応募者とプレゼンテーション・ヒアリングを行った上で、後段に示す得点化基準に従って技術評価点を評価する。

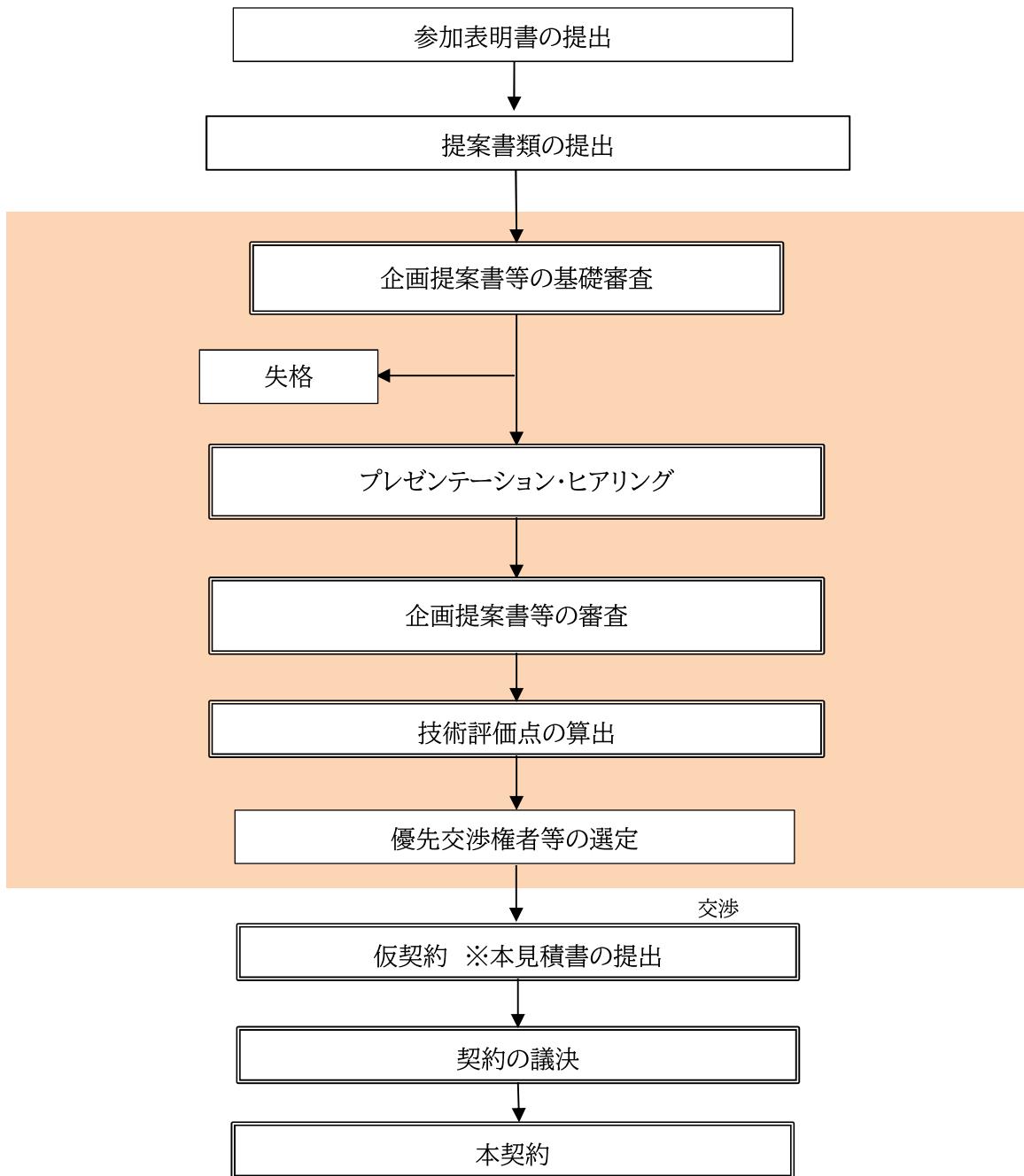
③優先交渉権者等の選定

委員会は、技術評価点が最も高い提案を行った応募者を優先交渉権者として選定する。なお、技術評価点の合計が60点未満の場合は、優先交渉権者としないことができる。

④事業者の決定

発注者は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者と契約内容等の協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者と事業契約を締結する。

優先交渉権者との協議が整わない場合、発注者は、次点交渉権者と協議を行う。



※優先交渉権者・次点交渉権者を選定する審査会の事務は図中網掛け部分

図-1 優先交渉権者選定の手順

第2章 提案書類の審査

2-1 基礎審査

2-1-1 提案書類の確認

「公募説明書 第5章 提出書類」に記載された書類が全て揃っていることを確認する。

2-1-2 提案内容の確認

企画提案書及び提案設計図書に記載された内容が、次の事項を満たしていることを確認する。なお、審査項目のうち、表-1に示す方法により数値化できる項目については事務局で点数化を行う。

- ① 企画提案書の提案内容に不足がないこと。(様式第9号に関する事項)
- ② 同一事項に対する2通り以上の提案がないこと。
- ③ 提案設計図書の内容が発注仕様書に示す要求水準を満たしていること。
- ④ 提案設計図書の内容に齟齬がないこと。

2-2 企画提案書及び提案設計図書の審査

企画提案書及び提案設計図書に記載された内容について、次の審査方法に従い審査する。

2-2-1 審査項目

企画提案書及び提案設計図書における審査については、施設の特性を踏まえつつ、施設の性能及び自主的な提案事項への配慮・工夫度合を評価することとする。

審査項目及び配点については、表-2のとおりである。

2-2-2 技術評価点に関する得点化方法

技術評価点は、表-2に示す審査項目について委員会で評価を行い、審査項目ごとに得点化する。なお、提案内容の評価は定性的評価とし、表-1に示す5段階評価により得点化する。

表-1 定性的評価の得点化方法

評価段階	審査基準	得点化方法
A	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	AとCの中間的な提案である。	配点×0.75
C	当該評価項目において、発注仕様書を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×0.50
D	CとEの中間的な提案である。	配点×0.25
E	当該評価項目において、発注仕様書を満たす程度である。	配点×0.00

表-2 審査項目及び配点

大項目	中項目	小項目		配点
技術評価点	1)配置計画	1	工事車両の配置計画	6
		2	作業員の動線計画	6
	2)施工計画	3	工期短縮への対応	12
		4	既存施設の運転への配慮	12
	3)安全対策	5	資機材等の搬入計画	6
		6	工事期間中の安全への配慮	6
	4)環境保全対策	7	工事期間中の環境への配慮	8
		8	CO ₂ の削減に対する提案	10
	5)フォローオン体制	9	工事完了後のアフターフォローへの配慮	6
	6)財政負担の低減	10	財政負担低減に向けた提案	8
	7)地元配慮	11	地元企業の活用に向けた提案	10
	8)独自提案	12	独自の技術提案	10
合 計				100

表-3 審査項目に対する評価の視点(案)

小項目	評価の視点(案)
1	ごみ搬入車両と工事車両の動線計画、重機配置計画の提案内容
2	運転管理人員と工事作業員の交錯に関する提案内容
3	全炉停止期間の短縮化に対する提案内容
4	施設の定期修繕実施時期、基幹改良工事対象外機器への配慮に対する提案内容
5	資機材等の搬入や工場棟への搬入方法等に関する提案内容
6	作業中の危険要因対策等に関する提案内容
7	工事中の公害防止対策への提案内容
8	基幹的設備改良工事に伴うCO ₂ 削減への提案内容
9	アフターサービス体制、工事完了後のメンテナンス計画等に関する提案内容
10	用役費等の削減、将来的な補修工事の削減への提案内容
11	地元企業の活用等に関する提案内容
12	独自の技術提案を導入するメリット等に関する提案内容

第3章 審査結果の公表

審査結果については、公表を行うとともに、優先交渉権者に対しては通知を行う。